

本市は、本庁舎・清洲庁舎・西枇杷島庁舎・春日支所にて主に業務を行っています。
申請手続き等のためお越しの際は、担当課及び担当課所在庁舎等をお確かめください。



行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション



臨時職員募集

臨時職員を次のとおり募集します。勤務時間や勤務条件、履歴書等の提出書類については、応募先に問合せてください。

【子育て支援課】

▼職種・募集人員 保育士・児童厚生員 若干名 ▼時給 1040円 ▼応募資格 保育士又は教諭資格をお持ちの方 ▼採用時期 随時 ▼提出書類 履歴書・資格証明書 ▼応募・問合せ 子育て支援課(清洲庁舎)

▼職種・募集人員 調理員 若干名 ▼勤務場所 学校給食センター(一場弓町173番地) ▼時給 920円・960円(調理師資格者) ▼

【学校給食センター管理事務所】

応募・問合せ 学校給食センター ☎052・400・7925

教育・子育て

児童手当現況届の提出をお忘れなく

児童手当を受給している方は、6月中旬に「児童手当現況届」を提出していただく必要があります。提出されないと、受給資格があっても6月以降の手当が受けられなくなる可能性があります。ただし、5月以降に出生や転入などで、認定請求書を提出された方は必要ありません。

次の方は、現況届提出時に、それぞれ添付書類が必要です。
●厚生年金等加入の方(市国民健康保険加入者以外の方)
健康保険被保険者証のコピー(受給者本人及び対象児童分)
●受給者と対象児童の住所が異なる方
児童を含む世帯全員の住民票の写しと申立書
●平成28年1月2日以降に清須市へ転入された方
前住所地の児童手当用所得

証明書(平成28年度)
※5月末日ごろに受給者宛てに現況届を送付しましたので、申請書に添付書類を添えて同封の返信用封筒でご返送ください。

▼問合せ 子育て支援課(清洲庁舎)

児童手当の振込

6月10日(金)に、平成28年2月～5月分の児童手当を預金口座に振込みますので、ご確認ください。手当額につきましては、次のとおりです。

児童手当(支給月額)	
0歳～3歳未満(一律)	15,000円
3歳～小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳～小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円
児童手当の所得制限を超えた場合は、対象児童の年齢に関係なく5,000円となります。	

▼問合せ 子育て支援課(清洲庁舎)

清須ファミリー・サポート・センター 提供会員養成講座の受講者を募集します

「子どもが好き」「子育ての経験を活かしたい」「空いている時間を有効に使いたい」という皆さん、子育てのお手伝いをしませんか。内容は、「児童館に迎えに行き、習い事へ送りどける」「お母さんが用事を済ませる間子どもを預かる」などです。

「提供会員養成講座」を受講した後、有償ボランティアとしてお手伝いしていただきます。

●「提供会員養成講座」開催

▼とき 6月20日(月)午前9時～午後3時 ▼ところ 清洲庁舎202会議室 ▼内容 子育てに関する知識 ▼受講料 無料 ▼対象 市内に住まいの20歳以上の方 ▼申込・問合せ 清須ファミリー・サポート・センター(子育て支援課(清洲庁舎)内) ☎052・409・0755(直通)



県立特別支援学校体験入学

県教育委員会では、来年度に小・中・高等学校入学予定で、障がいの可能性があると思われるお子さんとその保護者を対象に、特別支援学校の様子を知っていただくために、次の学校で体験入学を実施します。

●知的な発達に遅れのあるお子さん

▼とき 小学部 9月8日(木)・14日(水) 中学部 9月9日(金)・14日(水) 高等部 説明会 6月2日(木) ▼ところ いなざわ特別支援学校 ☎0587・35・2005

●手足の不自由なお子さん

▼とき 9月8日(木)・10月5日(水) ▼ところ 名古屋特別支援学校 ☎052・502・8866

●病気で療養しているお子さん

▼とき 7月12日(火)・10月6日(木) ▼ところ 大府特別支援学校 ☎0562・485011

▼問合せ 直接、体験入学先の学校へ ※各特別支援学校では、体験入学以外の日にも随時、相談に応じています。



早期教育相談事業

県教育委員会では、乳幼児期（0歳以上）から、平成29年度に新1年生に入学するお子さん（6歳まで）とその保護者の方を対象とした早期教育相談を実施します。子育てで気になることがある方、お子さんに障がいの可能性があると
思われる方、お子さんの就学について相談したい方など、お気軽にご相談ください。相談は予約制で、無料です。

▼とき 7月26日（火）・27日（水）午前10時～午後3時
▼ところ ささえ愛センター（旧鳥居松ふれあいセンター）
春日井市春日町3） ▼申込 6月20日（月）までに学校教育課（本庁舎）へ ▼問合せ 学校教育課（本庁舎）

暴走族追放強調月間

県、県教育委員会、県警察本部、暴走族のいないまちづくり推進協議会では、『暴走を「しない」「させない」「見に行かない」』暴走族 なくして住みよい まちづくり』をスローガンに6月1日（水）～30日（木）の期間を「暴走族追

放強調月間」としています。

暴走族の追放に向け、県民事業者、市町村等が一体となって、県民総ぐるみで暴走族のいないまちづくりの推進を図ります。

▼問合せ 生涯学習課（清洲市民センター）☎052・409・6471 ※月曜休み

健康・福祉

国民健康保険の各種判定について

国民健康保険の制度は、所得申告に基づき賦課及び区分判定を行っているため、世帯主を含む国民健康保険に加入する全ての方に所得申告をしていただく必要があります。

また、清須市内市外に関わらず同一世帯以外にお住まいの方に扶養されている方も、所得申告をする必要があります。ただし、所得税の確定申告・住民税の申告・年末調整で扶養者（扶養している方）と同一世帯の被扶養者（扶養されている方）又は中学生以下の方の申告は、不要です。

※申告については、税務課（本庁舎）にお尋ねください。

●国民健康保険税について

前年中（1月～12月）の所得申告に基づき賦課されるため、未申告の場合は所得不明と判定され、正しい算定ができず、軽減（7割、5割、2割）判定も不可能となります。

●高額療養費所得区分判定について

同一世帯内の世帯主及び国保加入者の方で、お一人でも未申告の方がいる場合は、上位所得者として判定されます。

●高齢受給者証（70歳～74歳の方が対象について）

所得申告がされていないと、高齢受給者証の一部負担割合が判定できず、高齢受給者証の交付ができません。

▼問合せ 保険年金課（本庁舎）

福祉医療費受給者証更新手続きのお知らせ

母子・父子家庭医療費受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証の有効期限は、7月31日（日）です。対象者へは、更新申請書を送付します。

▼問合せ 保険年金課（本庁舎）

戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第10回特別弔慰金）が支給されます。

▼対象 戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給。

(1) 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の支給権を取得した方

(2) 戦没者等の子

(3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかにより、順番の入れ替わりあり。

(4) ①～③以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引続き1年以上生計関係を有していた3親等内の親族（甥、姪など）

▼支給内容 額面25万円の5年償還の記名国債 ▼請求期間

間 平成30年4月2日まで

（請求期間を過ぎると、第10回特別弔慰金を受けることができなくなります。） ▼請求窓口・問合せ 社会福祉課（清洲庁舎）

第19回県介護支援専門員実務研修受講試験

▼試験日 10月2日（日）

▼受験資格 次の①及び②に該当する者 ①保健・医療・福祉の各分野で5年以上（一部の対象者は10年以上）の実務経験がある者 ②①の業務に従事している勤務地が愛知県にある者、もしくは、現在の業務に従事しておらず、かつ住所が愛知県にある者

▼願書の配布場所 市区町村役場、県高齢福祉課、県福祉相談センター・地域福祉課、県民相談室、県社会福祉協議会

▼願書の受付期間 6月3日（金）～7月4日（月） ▼問合せ 県社会福祉協議会福祉人材センター介護支援専門員実務研修受講試験係 ☎052・212・5530（直通）※6月3日（金）～9月30日（金）の期間、利用可能。

▼試験日 10月2日（日） ▼受験資格 次の①及び②に該当する者 ①保健・医療・福祉の各分野で5年以上（一部の対象者は10年以上）の実務経験がある者 ②①の業務に従事している勤務地が愛知県にある者、もしくは、現在の業務に従事しておらず、かつ住所が愛知県にある者

▼願書の配布場所 市区町村役場、県高齢福祉課、県福祉相談センター・地域福祉課、県民相談室、県社会福祉協議会

▼願書の受付期間 6月3日（金）～7月4日（月） ▼問合せ 県社会福祉協議会福祉人材センター介護支援専門員実務研修受講試験係 ☎052・212・5530（直通）※6月3日（金）～9月30日（金）の期間、利用可能。



身体・知的障害者相談会

身体及び知的に障がいのある方又はそのご家族を対象に、相談員による相談会を実施します。ぜひこの機会にご利用ください。

■身体障害者相談員

比嘉茂男氏

■知的障害者相談員

筒井登和子氏

▼とき 6月15日(水)午前10時～正午 ▼ところ 清洲庁舎1階相談室 ▼予約・問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)

介護ストレスを吹き飛ばす！

健やかな身体づくり
体幹ウォーキングで
コツコツ貯筋

脱！サルコペニア

日本福祉大学の研修講師と介護ストレスを吹き飛ばす身体作りを学びましょう。午前中は学習会、午後からは介護者のつどいを予定しています。ぜひご参加ください。
▼とき 7月13日(水)午前10時～午後2時30分 ▼ところ 清洲総合福祉センター第1会議室 ▼対象 ご自宅で介護

をされている方 ▼定員 16名 ▼参加費 1080円(昼食代) ▼申込締切 6月30日(木) ※午前・午後のみ参加も可能。 ▼申込・問合せ 地域包括支援センター ☎052・409・9010

介護経験のあるボランティア募集

家族介護者交流事業(介護者のつどい・介護者学習会・交流会などのボランティアを募集します。イベントは年に数回の予定ですが、1回のみの参加からでも結構です。
▼ところ 清洲総合福祉センター・福祉力フェ等 ▼応募・問合せ 地域包括支援センター ☎052・409・9010

精神障害者と家族のための相談

精神に障がいのある方の自立と社会参加の促進を目的に、職業生活を体験できる機会や場所の提供や日常生活の支援や困りごとなどについての相談に応じています。
▼問合せ NPO法人太陽 ☎0568・25・0631

尾張中部精神障害者家族会(れんこん)

清須市・北名古屋・豊山町にお住まいの精神に障がいのある方を抱える家族の集まりです。現在15名程度の家族の方が入会しており、定例会を開催しています。
▼問合せ NPO法人太陽 ☎0568・25・0631

「サン・クラブ れんげ畑」に参加しませんか？

「精神保健福祉の制度について知りたい」「情報交換をしたい」と思っている方、ぜひご参加ください。市内では清洲総合福祉センター及び春日老人福祉センターで毎月開催しています。
▼問合せ NPO法人太陽 ☎0568・25・0631

あなたの「働きたい」を応援します

精神障害のある方の「働きたい」を応援します。短時間の仕事を試してみることによって、自分に合う働き方を見つけてみませんか。自分の

ペースなら、練習できるなら等、あなたにとっての「○○なら働ける」をサポートします。

▼働く時間 毎月第1・3水曜日の午後の2時間 ▼働く場所 愛知医療学院短期大学城北キャンパス(JR清洲駅から徒歩7分・一場519番地) ▼仕事内容 研究補助の仕事(資料のコピー・整理、データ入力、研究室の掃除機がけ、物品・ごみの整理など) ▼申込・問合せ 愛知医療学院短期大学 港美雪研究室 ☎052・409・3311

尾張中部障害者就業・生活支援センター ☎0568・686010

暮らし・環境

水道週間

「じゃ口から安心とどけ 未来まで」



6月1日(水)～7日(火)は、

水道について理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る水道週間です。水道事業は、市民の皆様に安心して飲んでいただける水をお届けしています。

▼問合せ 上下水道課(西枇杷島庁舎)

司法書士による成年後見制度等の相談会(第1回)

▼とき 6月24日(金)午後2時～4時 ▼ところ 清洲総合福祉センター第2・3会議室 ▼問合せ 河村年美司法書士 ☎052・502・8577

消費生活相談員を目指しませんか？

市では、来年4月から消費生活センターを開設する予定です。多様化する消費生活問題に対応するため、現在、火曜日のみ開設している消費生活相談窓口を週4日以上に増設する予定です。そのため、消費生活相談員としての資格を取得できる「県消費生活相談員養成研修」に参加する方を募集します。市役所の相談

本市は、本庁舎・清洲庁舎・西枇杷島庁舎・春日支所にて主に業務を行っています。申請手続き等のためお越しの際は、担当課及び担当課所在庁舎等をお確かめください。

ごみの減量にご協力ください

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

市から排出される可燃ごみの量が増えています。可燃ごみは、次のように少し手間をかけていただくことにより、減量することができます。



●生ごみの水切りをしっかりと行いましょう

生ごみの約80パーセントは、水分です。水切りを行うことによって、重量を約10パーセント減らすことができます。生ごみの腐敗や悪臭の主な原因は、生ごみに含まれる水分です。水分を減らすための工夫をすることで、ごみの減量だけでなく、臭気防止にも効果があります。ごみの減量化の第一歩として、生ごみの水切りにご協力いただきますようよろしくお願いします。

生ごみの水分を減らすために、次のポイントを押さえておきましょう!

① 濡らさない ② しぼる ③ 乾かす

●可燃ごみの中のダンボールや古紙類の多くは資源となります

可燃ごみとして出されているものの中に、ダンボール、新聞、雑誌などが含まれているものが見受けられます。これらのものを資源として排出することで、ごみの量を減らすとともにリサイクルによる省資源化が実現できます。

ごみの減量とリサイクルについて、ご理解とご協力をお願いします。

窓口で働いてみたい方は、まずは産業課(本庁舎)にお問合せください。

▼応募資格 消費生活相談員として次年度から働く意思があり、7月～11月にかけて開催される51日間の研修に参加できる方

▼提出書類 履歴書 ▼受講料 無料(研修修了者には、交通費支給)

▼応募締切 6月8日(水)

問合せ 産業課(本庁舎)

空地等の草生えの適正管理のお願い

これから夏場にかけて雑草や樹木等が成長するため、手入れがされていないと、害虫が発生したり、不法投棄等による環境の悪化で、近隣住民に迷惑をかける恐れがあります。所有している土地については、近隣の方の迷惑にならないよう現状を確認して、雑

道路側溝の清掃にご協力をお願いします

快適な生活環境を保つため、地域の道路側溝の清掃は、各自治会や市民の皆様にご協力をいただいています。

市内の道路側溝が詰まっていると、降雨時に道路上に雨水排水が溢れたり、皆様の土地に雨水が流れ込んでしまいます。また、水や土砂が溜まった状態は害虫等の発生や匂いの原因となり、不衛生です。市では、地域での道路側溝清掃に伴う蓋上げ機やバール等の無料貸し出しと、清掃で発生した土砂等を入れるための袋(土のう袋)を支給しております。ぜひご利用いただき、快適な生活環境を保つため、皆様のご協力をお願いします。なお、清掃で発生した土砂等を入れた土のう袋は、後日市で回収します。

※詳しくは市ホームページの「くらしの情報」→申請書ダウンロード→土木関係→側溝清掃をご覧ください。

▼問合せ 土木課(西枇杷島庁舎)

防災・防犯

平成28年度

市無料耐震診断・耐震改修 申請受付中

市では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に、無料で耐震診断を行っています。また、診断の結果、評点が低い建物に対し耐震改修工事費の補助も行っています。その他、耐震シェルター等の設置費補助制度なども実施しています。

詳細は、広報清須6月号折込チラシや市ホームページの「防災・安心」→災害情報→災害への備え→清須市無料耐震診断・耐震改修費補助制度のお知らせをご覧ください。

▼問合せ 防災行政課(本庁舎)

救命講習開催

西春日井広域事務組合消防本部では、「もしも」の時に役立つ応急手当の方法を皆さんに知っていただくために、AED(自動体外式除細動器)の取扱いを含む救命講習会を開催します。

▼とき 6月26日(日)午前9時～正午 ▼ところ 西春日井広域事務組合西消防署

▼内容 小児を対象とした心肺蘇生法普通救命講習Ⅲ(3時間講習) ▼対象 原則として清須市、北名古屋市又は豊山町にお住まい、お勤め又は在学の方 ▼定員 30名(先着順・講習日の1か月前から電話受付開始) ※参加者少数により中止となる場合があります。

▼参加費 無料 ※受講者には、修了証を講習終了から2週間後に消防課(東消防署)にて交付予定。郵送希望の場合は、82円切手と封筒を講習当日に持参してください。

▼申込・問合せ 西春日井広域事務組合消防本部消防課 ☎0568・22・4954(平日午前9時～午後5時)

本市は、本庁舎・清洲庁舎・西枇杷島庁舎・春日支所にて主に業務を行っています。
申請手続き等のためお越しの際は、担当課及び担当課所在庁舎等をお確かめください。



行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

甲種防火管理新規講習

▼とき 8月2日(火)・3日(水)の2日間講習 午前9時30分～午後4時30分 ▼ところ 北名古屋市文化勤労会館小ホール(北名古屋市政成寺蔵化60番地) ▼定員 60名 ▼対象 清須市、北名古屋市又は豊山町にお住まい又はお勤めの方 ※テキスト(図説防火管理等)は講習初日の8月2日に3310円で郵送します。 ▼申込期間 6月20日(月)～7月1日(金)(土・日曜日を除く) 午前8時30分～午後4時30分(正午～午後1時を除く) ▼申込場所 西春日井広域事務組合消防本部予防課 ※申込時に印章、写真2枚(申込前6か月以内に撮影した無帽・無背景タテ3cm×ヨコ2.4cmサイズのもの)を持参。 ※スピード写真、写真出力用紙(厚手)に印刷したデジタル写真も可。写真のコピー、普通紙に印刷した画像等は不可。

■甲種防火管理者の選任をお忘れなく

次に掲げる事業所の管理について権原を有する方は、甲

種防火管理者を定めなければなりません。

- ①遊技場、飲食店、店舗、ホテル、病院などの不特定の人が入出し、収容人員が30人以上、かつ延べ面積が300㎡以上の建物の関係者
- ②共同住宅、工場、倉庫、事務所などの特定の人が入出し、収容人員が50人以上、かつ延べ面積が500㎡以上の建物の関係者
- ③特別養護老人ホーム、老人短期入所施設など、自力避難の困難な人が利用し、就寝を伴う施設又はこれらを含む建物で、収容人員が10人以上となる建物の関係者

※①で述べ面積300㎡未満の建物及び②で延べ面積500㎡未満の建物の関係者にあつても、甲種防火管理者を防火管理者に選任することも可能です。

▼申込・問合せ 西春日井広域事務組合消防本部予防課防火推進係(半田) ☎0568・222・4924



催し・講座

ほたるの夕べ

60年ほど前には、新川にもほたるは飛んでいたそうです。今回は、カルチバ新川において、新川をよみがえらせる会により育てられたほたるを鑑賞いただけます。その他の催しもありますので、家族みんなで、ぜひお越しください。

▼とき 6月11日(土)午後5時～8時30分 ▼ところ カルチバ新川 ▼内容(予定) ●映画「蘇生」上映(入場券必要・定員300名) ●ジャズと唱歌の夕べ ●ほたるの鑑賞 ▼主催 新川をよみがえらせる会 ▼問合せ 新川をよみがえらせる会加納氏 ☎090・1412・7237

盆踊り講習会 ～輪になって踊ろう～

子どもからお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんまで家族みんなで踊ろう！
▼とき ①6月16日(木)・②6月23日(木)ともに午後7時から ▼ところ アルコ清洲

メインホール ▼受講料 無料 ▼講師 清須音頭普及会(文化協会内) ※申込不要。直接会場にお越しください。

▼主催 市文化協会 ▼問合せ 生涯学習課(清洲市民センター) ☎052・409・6471 ※月曜休み



みずとぴあ庄内朝市

みずとぴあ庄内で、新鮮野菜や庄内川流域の産品などを集めた朝市を開催します。

あわせて、親子で楽しめる「和だこづくり・たこあげ」を行います。

▼とき 6月19日(日)午前9時～11時 ▼ところ みずとぴあ庄内(庄内川水防センター) ▼とれたて朝市 新鮮野菜、くだもの、流域産品などの販売 ▼親子体験 和だこづくり・たこあげ ※和

だこづくりは、材料費400円が必要です。和だこづくりに参加される方は、午前9時までにみずとぴあ庄内の会議室へ。たこあげのみに参加される方は、たこを持参してください。 ▼問合せ 都市計画課(西枇杷島庁舎)

海洋性スポーツ体験教室

▼とき 7月16日(土)午前9時～正午 ▼ところ 市内の河川(庄内川又は五条川を予定) ▼対象 市内にお住まい又はお勤めの方(小学4年生以上) ▼定員 30名(申込多数の場合、抽選) ▼内容 カヌー・ローボート等の体験乗船会、河川周辺清掃 ▼受講料 200円(中学生以下無料・当日徴収) ▼申込 7月3日(日)までにスポーツ課(新川ふれあい防災センター)へ(電話申込可) ▼問合せ スポー

ツ課(新川ふれあい防災センター) ☎052・409・1535 ※月曜休み





募 集

**税務職員募集
(高校卒業程度)**

名古屋国税局では、次のとおり税務職員を募集します。

▼職種 税務職員採用試験

▼受験資格 ①平成28年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成29年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者 ▼申込期間

インターネット 6月20日(月)～29日(水)・郵送又は持参 6月20日(月)～22日(水) ▼試験日 第1次試験 9月4日(日)・第2次試験 10月12日(水)～21日(金)のうちいずれか指定する日 ▼問合せ

名古屋国税局人事第二課試験係 ☎052-951-3511(内線3450)・名古屋国税局ホームページ(<http://www.nta.go.jp/nagoya>)

市民相談 6月相談日のお知らせ

相談名	相談日	時 間	会 場
①消費生活相談員による消費生活相談	7日(火)・14日(火)・21日(火)・28日(火)	午後1時30分～4時30分	本庁舎1階相談室
②女性の会による結婚相談	4日(土)・11日(土)・18日(土)・25日(土)	午後1時30分～4時	清洲市民センター

【問合せ】①電話052-400-2911(代表) 産業課(本庁舎)内線1322
②電話052-409-6471 生涯学習課(清洲市民センター)

相談名	相談日	時 間	会 場
①障害者のための出張就業相談	2日(木)・16日(木)	午後1時～午後3時	清洲庁舎(社会福祉課)
※事前予約が必要です。			
②女性相談	平日随時	午前9時～午後3時45分	清洲庁舎(子育て支援課)
③家庭児童相談			
④母子父子家庭相談			

【問合せ】電話052-400-2911(代表) ①社会福祉課(清洲庁舎)内線3121 ②③④子育て支援課(清洲庁舎)内線4343

相談名	相談日	時 間	会 場
①司法書士による消費生活相談(多重債務を含む。)	8日(水)	午後6時～8時	清洲市民センター3階研修室
	25日(土)	午前10時～正午	本庁舎1階相談室
②不動産に関する相談	21日(火)	午後1時～4時	本庁舎1階相談室

【問合せ】電話052-400-2911(代表)
①産業課(本庁舎)内線1322 ②企画政策課(本庁舎)内線1224

相 談 名	相 談 日	時 間	会 場
弁護士による 市民のくらし 無料法律相談	8日(水)	午後1時～4時	清洲総合福祉 センター 1階相談室
	9日(木)		
	14日(火)		
※事前予約が必要です。お1人様2回までのご相談となります。			

【問合せ】電話052-401-0031 市社会福祉協議会 総務地域課

し尿汲取り・浄化槽の清掃業者

清洲・新川地区	西枇杷島地区	春日地区
(株)サンキョークリエイト ☎0587-32-2541	三協商事(株) ☎052-442-3091	(株)サンキョークリエイト ☎0587-32-2541
丸新商事(株) ☎052-400-3688		

6月の納税

- 市民税・県民税(全期・第1期)
- 介護保険料(第2期)

納期限 6月30日(木)

税金は最寄りの金融機関等で納めることができます。
※納期限後の納付には延滞金が課されます。

日曜・祝日に急病人が出たときは

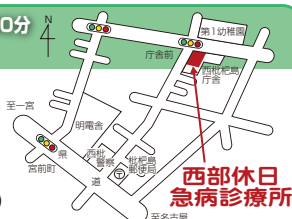
※急きょ変更になる場合がございますので、
当番医又は医師会HPでご確認の上お出かけください。

日 付	外 科 診療時間 午前10時～正午・午後1時～5時 ●西名古屋医師会 http://www.nni-med.jp/	歯 科 受付時間 午前9時30分～11時30分 ●西春日井歯科医師会 http://nisisdent.com/
6月 5日(日)	新居外科 (北名古屋 ☎0568-23-2200)	早川歯科クリニック (北名古屋 ☎0568-26-4618)
6月12日(日)	済衆館病院 (北名古屋 ☎0568-21-0811)	普山田歯科医院 (清須 ☎052-503-7108)
6月19日(日)	はなみずき整形外科スポーツクリニック (清須 ☎052-408-0087)	佐藤歯科医院 (北名古屋 ☎0568-23-8818)
6月26日(日)	済衆館病院 (北名古屋 ☎0568-21-0811)	水谷歯科医院 (清須 ☎052-501-1390)
7月 3日(日)	杉山医院 (豊山町 ☎0568-28-1181)	原歯科医院 (北名古屋 ☎0568-25-4188)

内科・小児科 受付時間 午前9時30分～11時30分
午後1時～4時30分

西部休日急病診療所
(西枇杷島町花咲84番地)
☎052-503-8277

診療日…日曜・祝日・年末年始(12/30～1/3)



夜間・土曜日の午後

救急医療情報センター
(救急病院をご紹介します。)

☎052-263-1133